

中間検査の対象建築物及び特定工程について

令和7年4月1日から
次のとおり改正されました。

東大阪市は、建築基準法第7条の3第1項第2号の規定に基づく特定工程を次の通り指定しています。

●対象となる建築物（新築、増築又は改築に係るものに限る。）

用途	構造	申請部分の規模	指定する特定工程	
			基礎工事	建方工事
住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿等を含む） 備考：申請部分の床面積の合計が50㎡を超えるものに限る	木造	高さ：16m超 または 階数：3以上 または 床面積の合計：300㎡超	○	○
		上記以外	×	○
	木造以外の構造	階数：2以上 または 床面積の合計：200㎡超	○	○
		上記以外	×	○
住宅以外の建築物	すべての構造	階数：3以上 または 床面積の合計：300㎡超	○	○

- ・敷地に複数棟建築する場合は、棟ごとに対象規模かどうかを検討します。
- ・既存建築物に増築する場合は、増築部分が対象規模かどうかを検討します。

●基礎工事

構造	特定工程	特定工程後の工程
すべての構造	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事

●建方工事

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	壁の外装工事又は内装工事
枠組壁工法の場合	耐力壁の設置工事	
鉄骨造	2階の床版の取付け工事	壁の外装工事又は内装工事
平家建ての場合	建方工事	
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階の柱又は壁の取付け工事）
平家建ての場合	屋根版の配筋工事	
その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
併用構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合は、最も遅く施工する工事）	左記の構造の区分に対応する特定工程後の工程の工事

※指定する工程での中間検査を実施できないやむを得ない理由があり、上記に準ずる工事を特定工程とみなして検査する場合は、この限りでない。

●共通事項

- ・複数棟ある場合は、対象建築物ごとに検査を受ける必要があります。
- ・建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区（当該工区が釜場など他の工区の規模に比べて著しく小さい場合を除く。）の工事が特定工程になります。

●適用を除外するもの

- ・法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等（令第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。）の製造者により製造又は新築される建築物
- ・法第85条の規定の適用を受ける建築物

詳しい内容につきましては、建築審査課までお問合せください。 TEL：06-4309-3240